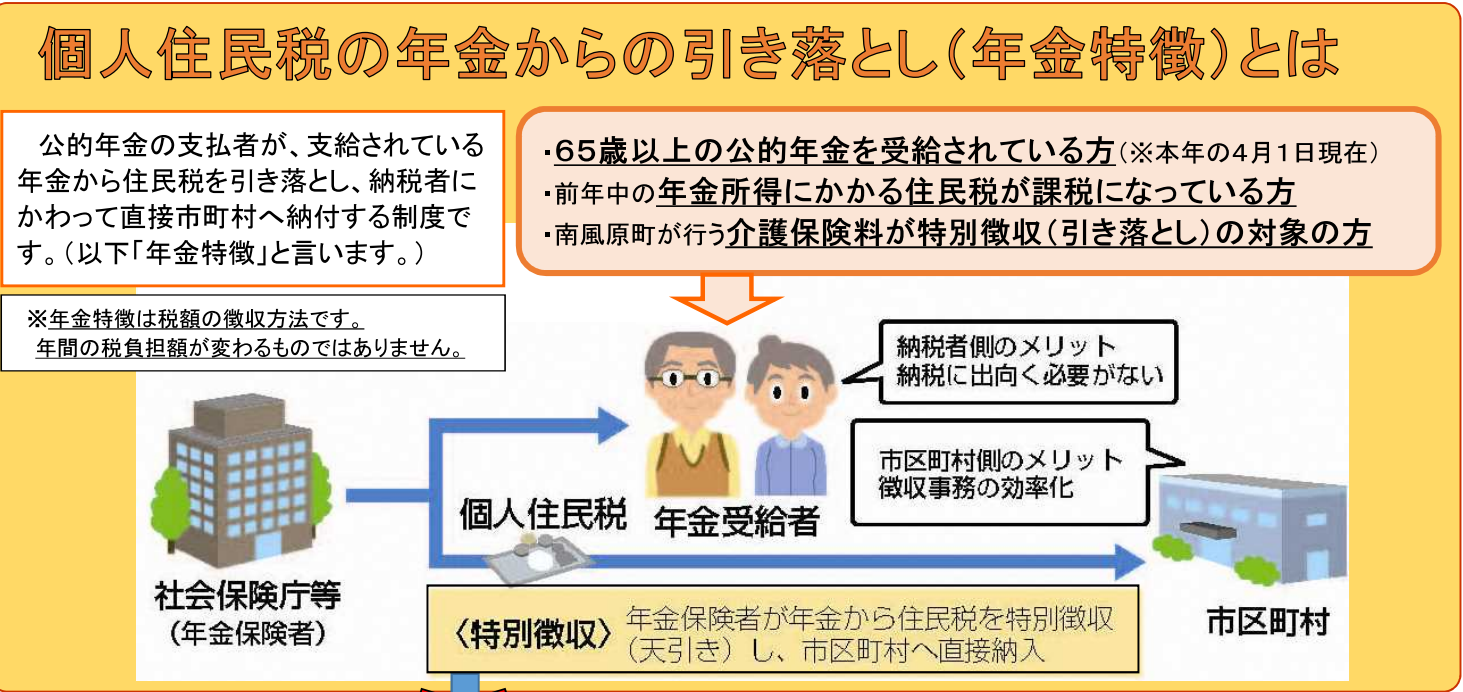


# 公的年金からの住民税の引き落とし(年金特徴)について

## 1. 個人住民税の年金からの引き落とし(年金特徴)とは

公的年金の支払者(日本年金機構など)が、支給されている公的年金から住民税を引き落とし、納税者にかわって直接市町村へ納付する制度です。(以下「年金特徴」と言います。)

※地方税法第321条の7の2により、本人の意思による徴収方法の選択は認められていません。対象者に該当する場合は年金特徴となります。  
※遺族年金、障害年金等の非課税年金は住民税の年金特徴の対象には含まれません。



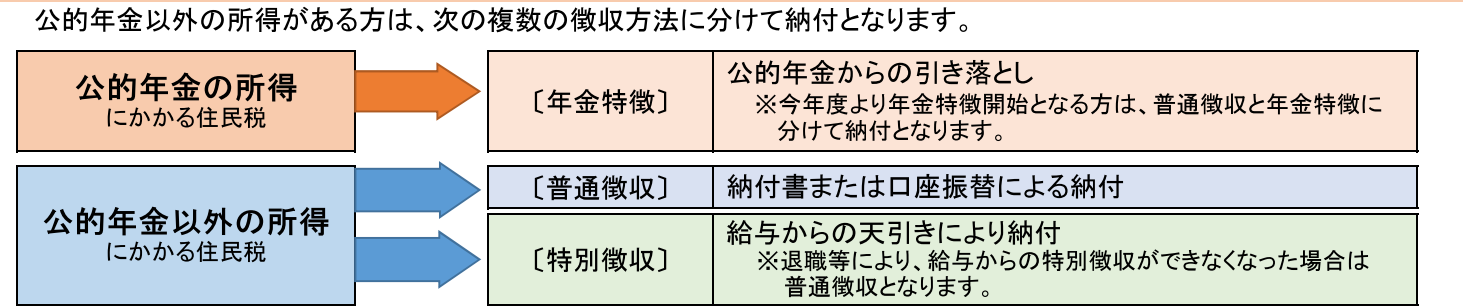
**対象とならない方** 本年の4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者の方のうち、次の方は、年金特徴の対象になりません。

年金特徴の対象となる公的年金の年間の支払額が18万円未満の方

特別徴収の対象となる公的年金の支給額より、差し引かれる金額が合計額が年金の支給額を超える場合  
【所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、住民税】

1月1日以降に転出または死亡された方

## 2. 公的年金の他に給与や不動産など、他の所得もある方について



※地方税法第321条の7の2、第321条の4により、本人の意思による徴収方法の選択は認められていません。  
対象者に該当する場合は、年金特徴や給与からの特別徴収となります。

## 3. 前年度から引き続き年金特徴となる方

前年度から引き続き年金特徴が継続されている方は、今年度においても公的年金にかかる所得から算出される税額のすべてが年金特徴されます。

《年金特徴継続者の徴収税額の計算方法》

| 〔年金特徴〕 | 徴収月  | 税額                   | 徴収税額の計算方法                                                           |
|--------|------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 仮徴収    | 4月   | (前年度の年税額÷2)<br>× 1/3 | 前年度の公的年金にかかる所得から算出される年税額を半分にした額の3分の1に相当する額が年金特徴されます。(以下「仮徴収」と言います。) |
|        | 6月   |                      |                                                                     |
|        | 8月   |                      |                                                                     |
| 本徴収    | 10月  | (年税額－仮徴収額)<br>× 1/3  | 今年度の年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1の税額が年金特徴されます。(以下「本徴収」と言います。)              |
|        | 12月  |                      |                                                                     |
|        | 翌年2月 |                      |                                                                     |

## 4. 今年度から年金特徴が開始される方

次の①または②に該当する方で、年金特徴が開始となる場合は、普通徴収の2期分(8月末納期限分)まではご自身で納付していただき、10月からの本徴収より年金特徴が開始となります。

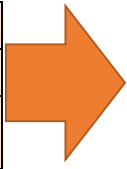
- ①4月1日現在において、65歳となり今年度から年金特徴の対象となる方
- ②65歳以上の方で、前年度に年金特徴が中止となった方。または、今年度から年金特徴の対象となった方

《年金特徴開始初年度の徴収税額の計算方法》

| 納付方法                           |      | 納付・徴収月 |           | 税額                                          | 徴収税額の計算方法 |
|--------------------------------|------|--------|-----------|---------------------------------------------|-----------|
| 〔普通徴収〕                         | 6月   | (1期)   | 年税額 × 1/4 | 今年度の年税額の4分の1に相当する額をご自身で納付(納付書または口座振替)となります。 |           |
|                                | 8月   | (2期)   |           |                                             |           |
| <div>※10月からの本徴収より年金特徴が開始</div> |      |        |           |                                             |           |
| 〔年金特徴〕                         | 10月  | 各年金支給時 | 年税額 × 1/6 | 今年度の年税額から6分の1の税額が年金特徴されます。                  |           |
|                                | 12月  |        |           |                                             |           |
|                                | 翌年2月 |        |           |                                             |           |

## 5. 年金特徴が中止される場合

次の場合は、年金特徴が停止となります。停止となった場合、年金特徴できなくなった税額は、ご自身にて納付となる普通徴収へ切り替わります。

|                                                                |                                                                                     |        |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (1)年金特徴対象となる公的年金の支給額から税額を引ききれなくなった                             |  | 〔普通徴収〕 |
| (2)年金特徴対象となる公的年金から支払を受けないこととなった                                |                                                                                     |        |
| (3)納税義務者が亡くなられた<br>※普通徴収に切替後の納税通知書は、相続の対象となる親族の方へ送付されることとなります。 |                                                                                     |        |

※年金特徴が中止される場合は、南風原町から年金特徴を中止する旨の通知を行いますが、年金支払者(日本年金機構など)へ年金特徴中止の依頼を行ってから、実際に停止されるまでに一定の時間を要します。  
そのため、中止が間に合わず、年金特徴されてしまう場合があります。その場合は、年金支払者からの納付確認後に、ご本人へ還付いたします。お手数をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## 6. 住民税額に変更があった場合

- 年金支払者(日本年金機構など)に対して年金特徴の税額を通知後(7月頃)に、住民税額が変更となった場合(※1)は、12月・2月の本徴収に限り、変更後の住民税額にて年金特徴が継続となります。
- 上記以外で、年度の途中で公的年金の所得にかかる住民税額が変更となった場合(※1)は、納付書や口座振替等(普通徴収)による納付に切り替わります。

(※1) ○所得税の確定申告(期限後申告や所得税の更正の請求等)、町・県民税の申告により、住民税額が変更  
○年金保険者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、住民税額が変更

※変更後の住民税額が減額となり既に年金特徴された税額が納め過ぎとなった場合は、後日差額分を還付します。

## 7. 転出した場合の年金特徴の継続・停止について

本年の1月1日以降に転出となった場合の年金特徴の継続・停止については、次のとおりです。

| 転出時期           | 〔年金特徴〕 徴収月 |                        | 納付方法             |
|----------------|------------|------------------------|------------------|
| 1月1日～3月31日に転出  | 仮徴収        | 4月、6月、8月               | 年金特徴             |
|                | 本徴収        | 10月、12月、2月             | 年金特徴が停止(普通徴収へ切替) |
| 4月1日～12月31日に転出 | 仮徴収・本徴収    | 4月、6月、8月<br>10月、12月、2月 | 年金特徴             |
|                | 翌年度の仮徴収    | 翌年4月、6月、8月             | 年金特徴が停止(普通徴収へ切替) |

## 8. 年金特徴の開始・変更・停止等の通知について

- 年金特徴の開始・変更・停止等となった場合は、南風原町よりご本人へ通知を行います。
- 一度納税通知書が送付された後に、年金特徴対象と判定された場合や年度途中で税額等が変更となった方は、変更通知書を送付します。
- 変更理由については、通知書の「決定又は変更理由」欄に記載しています。また、変更通知書に納付書が同封されている場合は、送付された納付書にて納付をお願いします。